

「地域計画」策定を契機とした 地域農業の維持・発展に向けた取組の推進

誰かの誰かの
ためもの。

将来にわたり持続可能な農林水産業・農山漁村の実現



島根県農林水産基本計画

【第2期】

令和7年度（2025）－ 令和11年度（2029）



令和7年8月8日
島根県農林水産部農業経営課

第2期農林水産基本計画の将来ビジョンと体系

<将来ビジョン・基本目標>

① 将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額100億円増を目指す
〔基準：629億円（H28年）〕

計画期間における目標

設定する重点推進事項において、効果額100億円生み出す
※効果額は、前計画の取組と第2期計画の新たな5年間に合わせた額

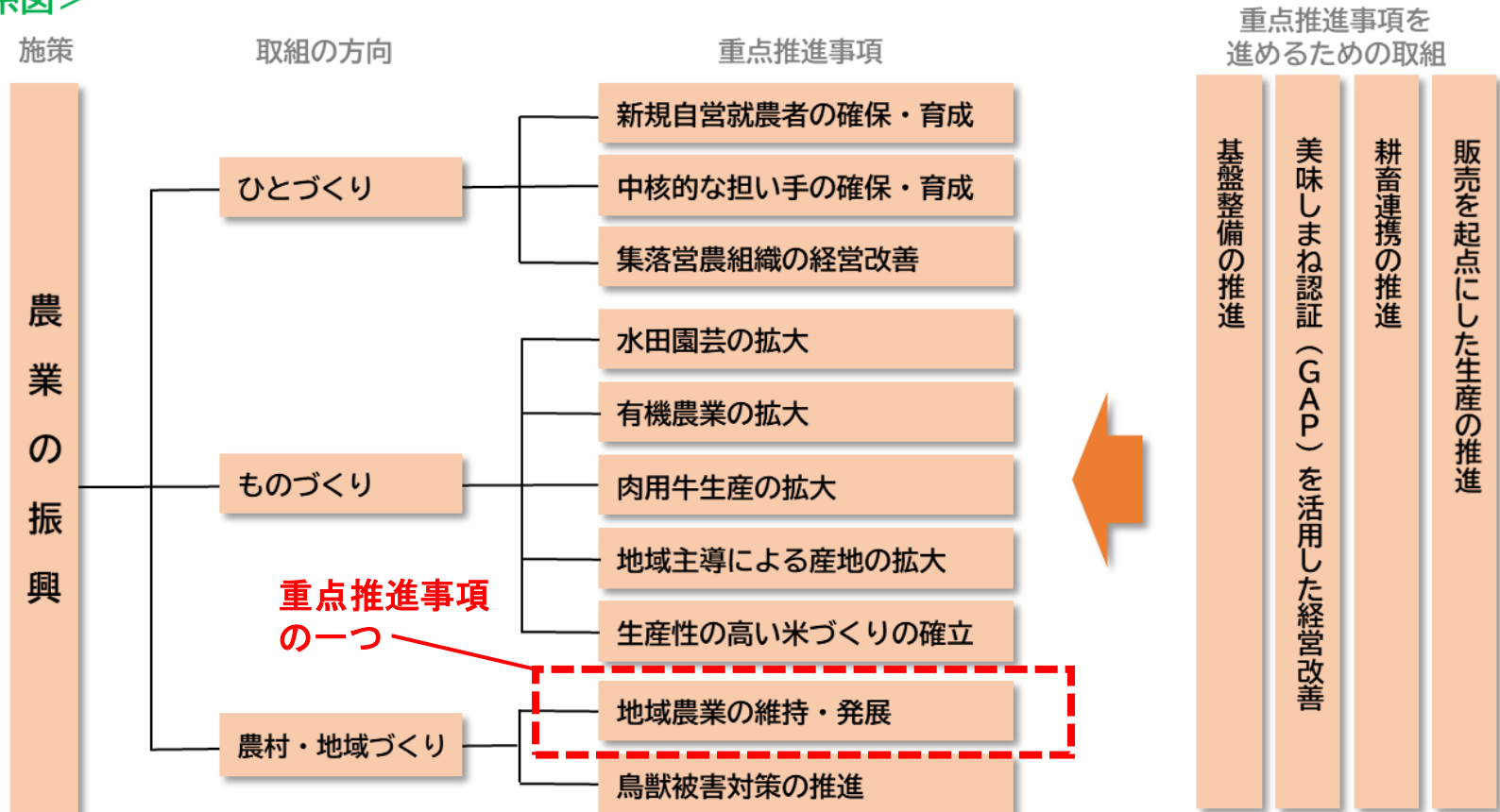
② 将来ビジョン

10年後に担い手がいる農業集落の割合80%
〔基準：70%（R5年）〕

計画期間における目標

5年後に担い手がいる農業集落の割合75%

<体系図>



お話する内容(主な項目)

1. 地域農業の維持・発展の取組の背景
2. 地域計画の策定状況
3. 目指す姿と今後の取組内容
4. 地域農業の維持・発展に向けた支援策

1. 地域農業の維持・発展の取組の背景

地域農業の現状(1)

<経営耕地のある経営体数>

(経営体)

	H 2 2	R 2
平坦地域	4,681	2,555
中山間地域	19,953	12,436
島根県	24,650	15,029
全国	1,661,486	1,058,754

減少率
45%
38%
39%
36%



経営体数は平坦地域の方が減少率が大きい



減少率は全国と比較して大きく変わらない

2020、2010農林業センサス

平坦地域と中山間地域は県中山間地域活性化条例により区分

秘匿処理されている数値は集計に含んでいない

<経営耕地面積>

(h a)

	H 2 2	R 2
平坦地域	7,160	6,472
中山間地域	20,588	16,968
島根県	27,772	23,524
全国	3,631,585	3,232,882

減少率
10%
18%
15%
11%



経営耕地面積は中山間地域の減少率が大きい

2020、2010農林業センサス

平坦地域と中山間地域は県中山間地域活性化条例により区分

秘匿処理されている数値は集計に含んでいない

地域農業の現状(2)

<田の区画整備の状況>

(ha)

	30a以上	耕地面積(田)	30a以上の 田の割合
平坦地域	5,685	6,866	83%
中山間地域	8,631	22,669	38%

2020農林業センサス、農業基盤情報基礎調査

平坦地と中山間地は県中山間地域活性化条例により区分

中山間地域では、30a以上の田の割合が約4割

<田の畦畔の状況>

(ha)

	耕地面積	本地面積	畦畔割合
平坦地域	9,750	9,300	5%
中山間地域	19,150	17,000	11%

農林水産省「令和5年耕地面積調査」

平坦地は松江市・出雲市、中山間地はそれ以外の市町村

中山間地域は平坦地域と比較して畦畔の割合が約2倍

地域農業の現状(3)

<経営耕地面積規模別面積の増減>

(ha)

		1ha未満	1～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上
平坦地域	H 2 2	1,804	2,376	520	751	658	498	561
	R 2	888	1,297	493	784	932	834	1,243
	増減面積	-916	-1,079	-27	33	274	336	682
		-2,022			1,325(2,022haの65%)			
中山間地域	H 2 2	8,377	7,930	1,496	1,235	803	314	407
	R 2	4,843	5,410	1,625	1,902	1,250	1,141	800
	増減面積	-3,534	-2,520	129	667	447	827	393
		-6,054			2,463 (6,054haの40%)			

2010、2020農林業センサス

平坦地域と中山間地域は県中山間地域活性化条例により区分



中山間地域では5ha以上の層が増加しているが、5ha未満の層の減少分の4割のカバーにとどまっている

<まとめ>

- 農業経営体数は、H22～R2の10年間で大きく減少
- 中山間地域は、ほ場の区画が小さく、畦畔が多いなど生産条件が不利なため、平坦地域に比べて担い手等による農地のカバーが進んでいない

これまでの取組(担い手の確保)

<新規就農者>

- 将来、地域で中核的な担い手となる自営就農者の確保（雇用から自営を含めて）が課題

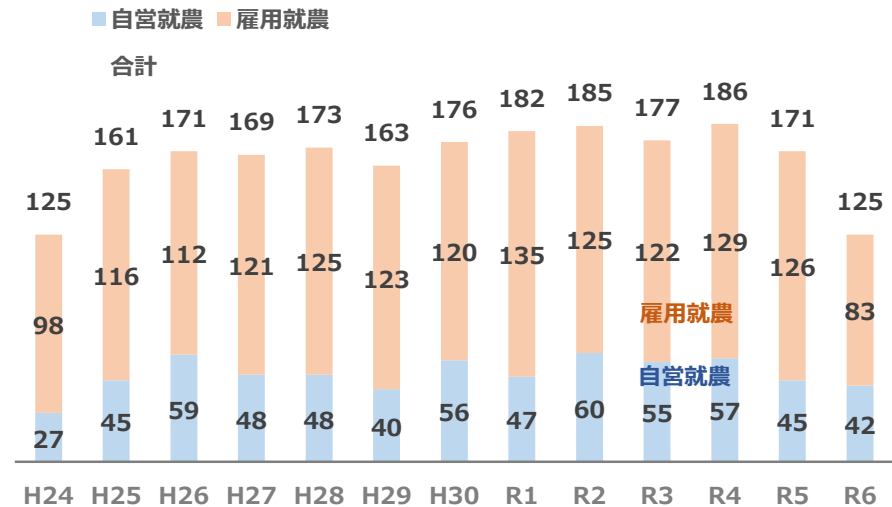
<集落営農組織>

- 集落営農法人数は増加しているが以前よりもペースが鈍化
- 構成員の高齢化が進み、近年は解散や合併が散見され、人材確保が喫緊の課題

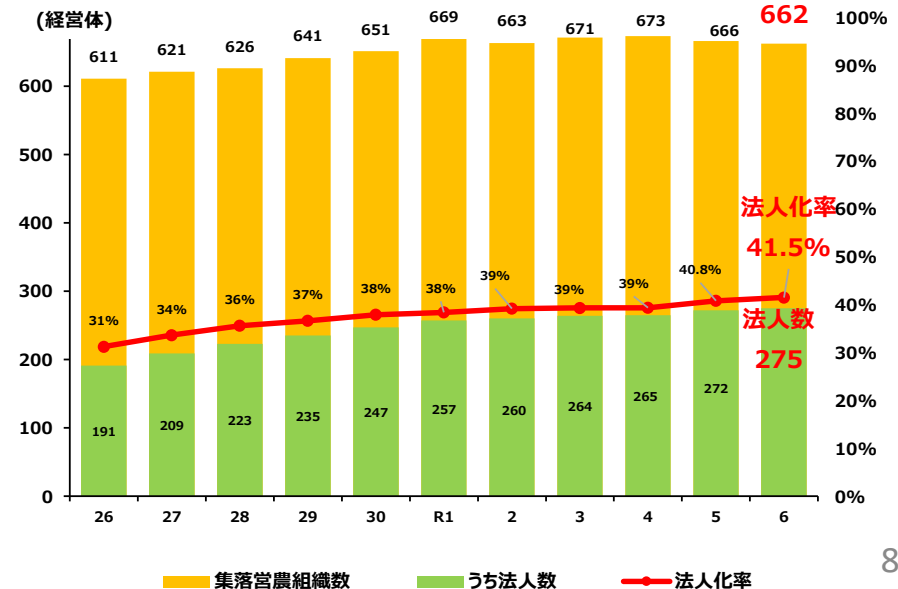
<担い手の農地集積>

- 担い手への農地集積率は毎年1%程度増加（R6年度末で39%）
- 農業経営体の減少が進む中で、今後どこまで集積できるかが課題

■新規就農者数の推移（農業経営課調べ）



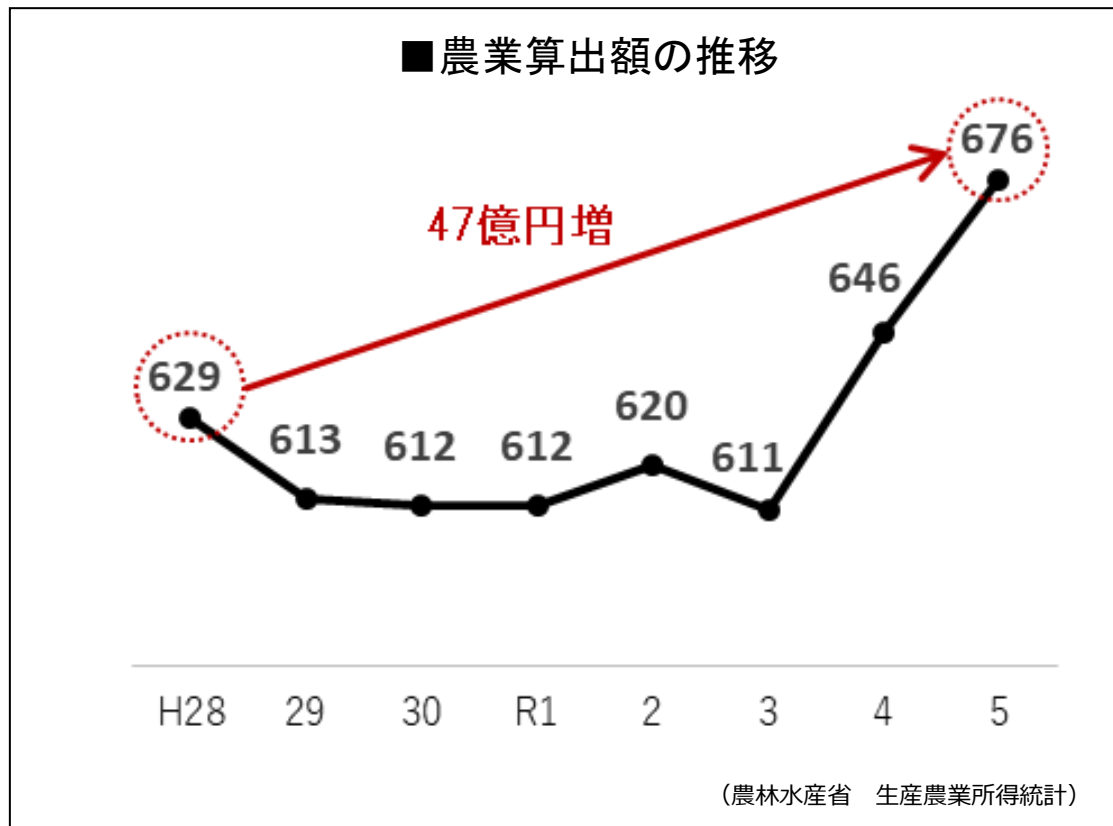
■集落営農組織数の推移（農業経営課調べ）



これまでの取組（農業産出額の増加）

＜農業産出額の実績＞

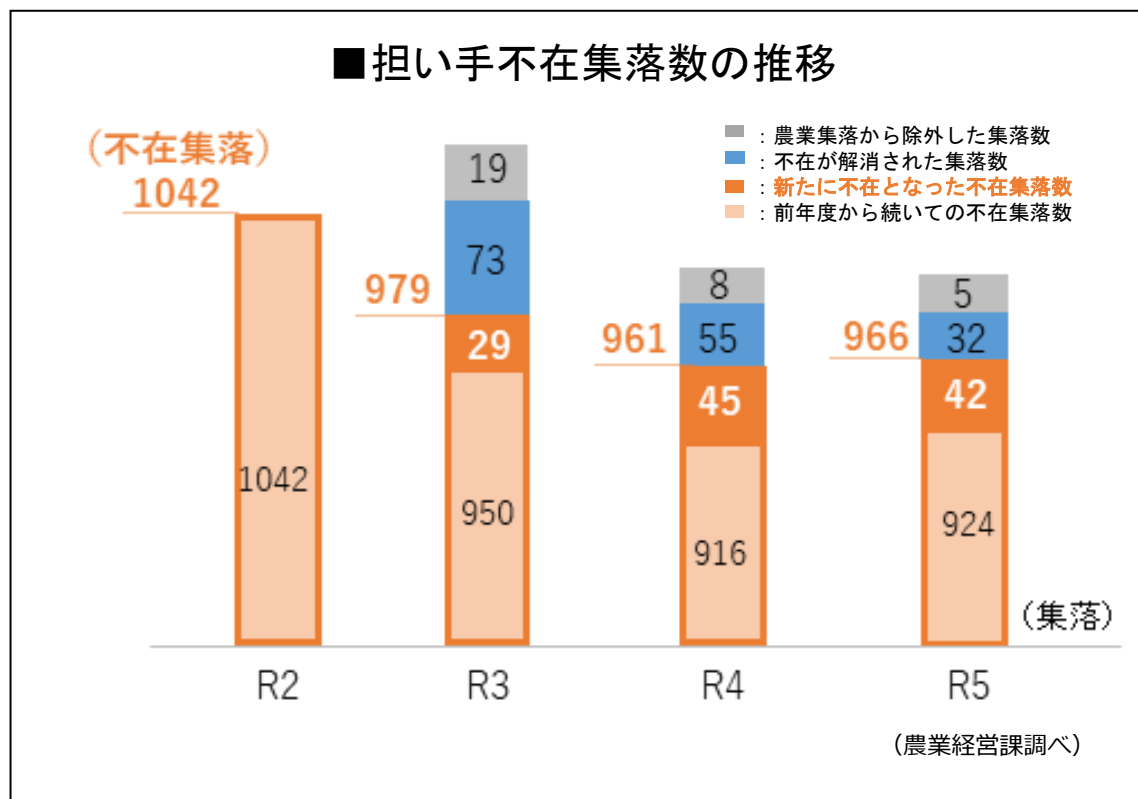
- 米を中心とした水田農業の維持や、肉用牛を中心とした畜産の拡大、園芸産地の維持・発展等により、農業産出額は増加
- 農業者が減少している中、農地の受け手となる担い手の生産性・収益性の向上が重要



これまでの取組（担い手不在集落の解消）

＜担い手不在解消の実績＞

- 近隣の担い手カバーや、集落営農組織の設立等により、R3～R5の3年で160集落の担い手不在が解消されたものの、高齢化に伴う担い手の規模縮小等で担い手不在となる集落も増加してきている（今後、ここを維持できるか）



課題と取組の方向性

集落の人材不足、共同活動体制の弱体化が進み、個々の集落では営農維持の取組が難しくなる（新たな担い手不在集落の発生）

多くの集落で担い手やその後継者を確保できず、農業生産を継続できなくなることを懸念

〈 県内の農村（大字・公民館単位）の状況（イメージ） 〉

A 集落 認定農業者 (野菜+米)	B 集落 (担い手不在)	C 集落 (受け手が高齢)
D 集落 (作業受託組織あるが 今後のオペ未定)	E 集落 (担い手不在)	F 集落 集落営農法人 (米)

C 集落、D 集落は 5 年後には担い手不在になるかも

そうなると地域全体に影響して、A 集落、B 集落もどうなるか・・・



広域（公民館、大字など）のエリアで、地域が必要とする担い手を確保し、地域全体で営農維持に取り組む体制づくりが必要

地域計画を契機とした地域農業の維持・発展の取組へ

令和5年度から「地域計画」の取組がスタート

地域で守る農地を明らかにして、その農地を誰が担うのか（農地利用の将来像）を話し合い



これを契機に、令和5年度から「地域農業の維持・発展」の取組をスタート

地域全体で営農維持に取り組む体制づくり、地域が必要とする担い手確保を進める

令和5～6年度は重点地区を28地区設定して取組を推進

2. 地域計画の策定状況

地域計画の策定状況(1)

<策定された地域計画数>

339地区 (R7. 3月末) ⇒ R7. 8月を目途にさらに策定される見込み

<10年後の農地利用>

	現況		10年後		現況⇒10年後の増加	
	面積	農地集積率	面積	農地集積率	面積	農地集積率
地域計画区域内の農用地等面積 ……A	33,086 ha	—	同左	—	—	—
うち農業を担う者の経営面積 ※1	20,399 ha	61.7%	20,807 ha	62.9%	408 ha	1.2%
うち担い手の経営面積 ※2	11,745 ha	35.5%	12,503 ha	37.8%	758 ha	2.3%

経営面積には作業受託を含めていない

農地集積率は、農業を担う者又は担い手の経営面積が、面積Aに占める割合

(農業経営課調べ)

※1 農業を担う者：担い手、多様な経営体（継続的に農地利用する中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体）、農作業の委託を受ける者 ⇒ 地域計画で位置付けられている農業者の考え方は市町村によって異なる

※2 担い手：認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者

○ 10年後に耕作の継続が見込まれる農地は約6割

⇒ 約4割の農地で受け手の確保が必要、6割の農地も現況どおり維持できるか

○ 担い手の農地集積率はR6～R16の10年間で2.3%増加する見込み

⇒ 増加のペースはこれまでよりも鈍化

「農業を担う者」のうち担い手以外の面積は減少 (408ha - 758ha = △350ha)

地域計画の策定状況(2)

＜市町村の農地集積率の増加状況(現況⇒10年後)＞

■ 農業を担う者の農地集積率

農地集積率の増加	市町村数
増加なし	5
0%～5%	7
5%～10%	3
10%～	2

■ 担い手の農地集積率

農地集積率の増加	市町村数
増加なし	2
0%～5%	14
5%～10%	—
10%～	1

- 多くの市町村で担い手等へ農地を集積していく方向で計画を策定
- 一方で、令和6年度までの2年の策定期間では、十分な話し合いができず、担い手等の経営面積を現状維持としている計画もある

課題と取組の方向性

地域計画を作って終わりではなく、今後も、地域全体で、将来の営農について話し合いを継続し、計画を見直していくことが必要



第2期農林水産基本計画「地域農業の維持・発展」の取組を進めることにより、地域計画の見直し・実行につなげる

⇒地域計画の取組をベースに、広域のエリアで、地域の営農維持に向けた取組や、それに必要な農業人材の確保を進めていく



人づくり・ものづくりの取組で、担い手の売上・所得の確保や、集落営農の後継者の確保などを進める

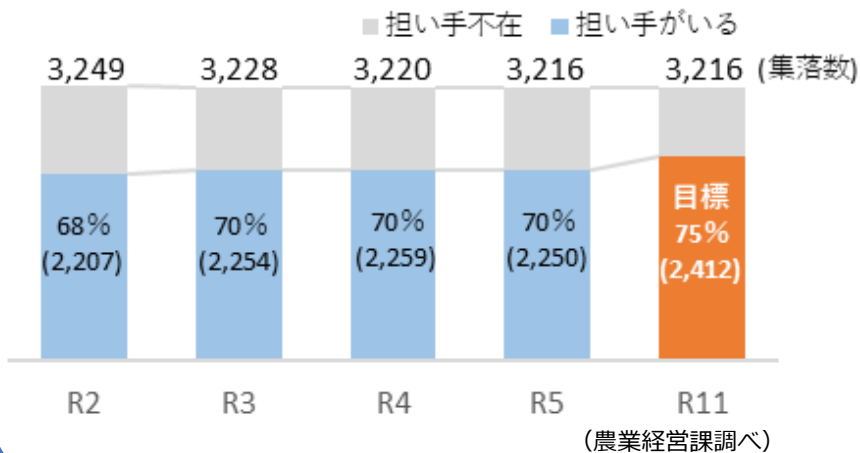
⇒農地の受け手となる担い手が、経営を継続していけるよう支援

3. 目指す姿と取組内容

5年後の目指す姿(目標)

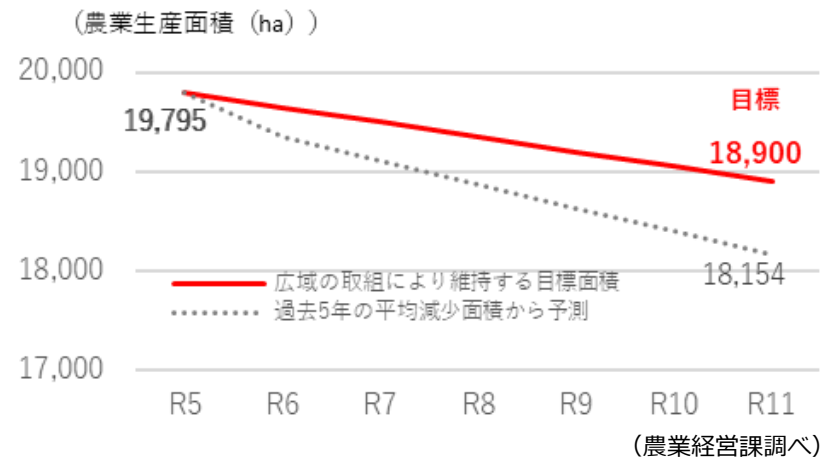
<担い手がいる農業集落の割合>

R11目標：75%



<農業生産面積(水田)の確保>

R11目標：18,900ha



<広域で営農維持の取組を実践している地域数>

R11目標：58地区

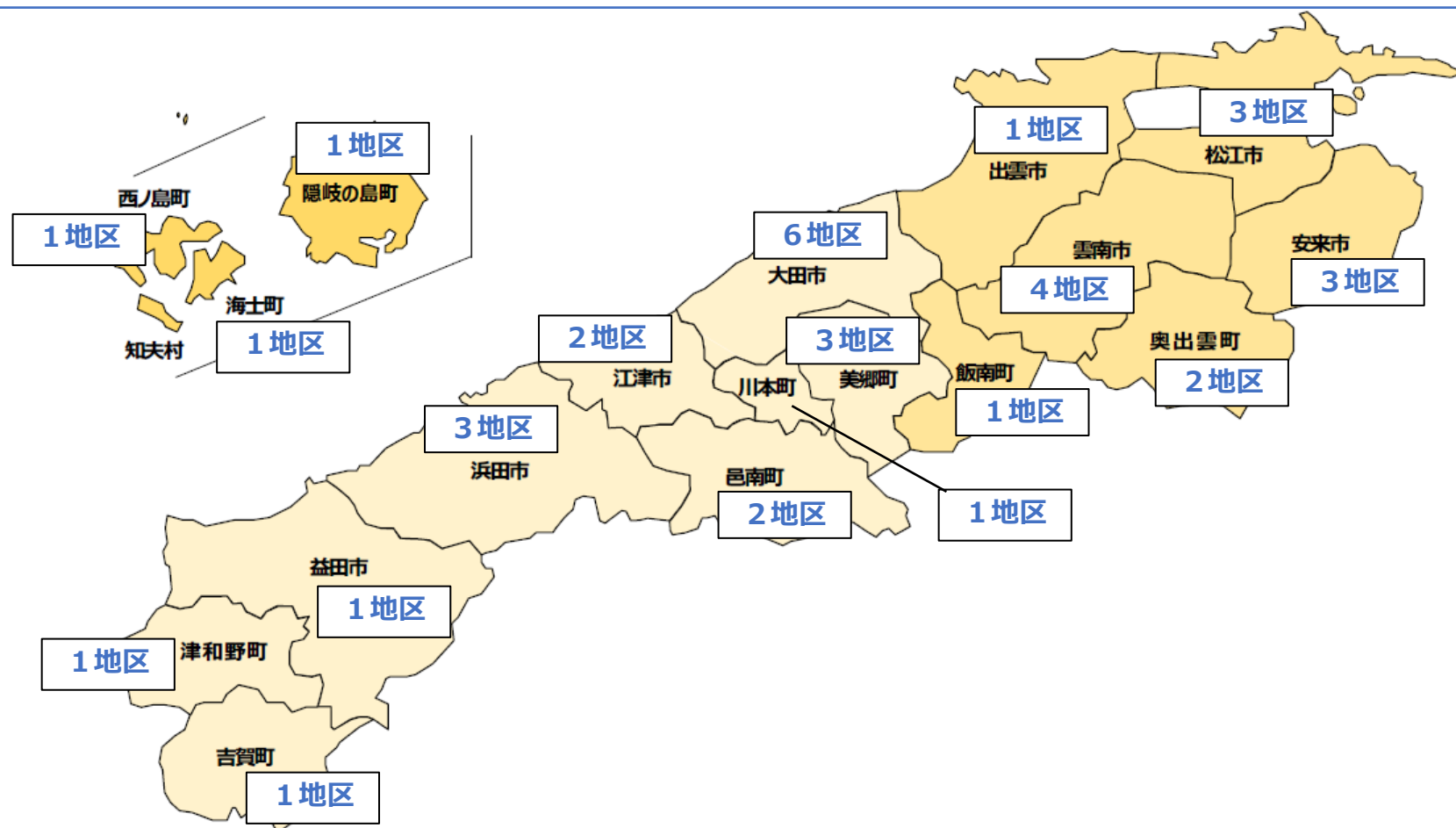
- ・新規就農者や集落営農法人等の確保・育成
- ・定年帰農者等の受け入れ



- ・担い手による農地引受けの拡大
- ・広域での作業受委託体制

令和7年度の支援対象地域

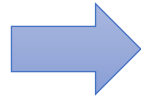
- 県全体で37地区において取組をスタート
(カバーするエリア(広さ)は各地区によって大小が異なる)
- 10地区はビジョンの実践をスタート(これまでの取組ですでにビジョンを作成)
- 「広域で営農維持の取組を実践している地域数 58地区」に向けてさらに対象地区を追加していく



現地での取組の進め方

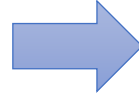
【STEP 1】

意味のある
話し合いの場
づくり



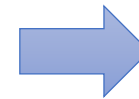
【STEP 2】

ビジョンづくり



【STEP 3】

ビジョン実践
の主体づくり

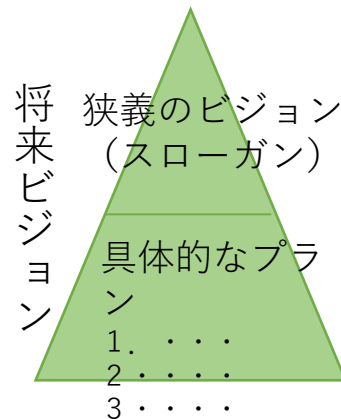


【STEP 4】

実践のサポート

- ・ 少人数の緩やかな勉強会からでもよい例)
●●地区の今後の農業を考える会

- ・ アイデアを出し合う
(できるだけ具体的に)



- ・ 具体的なプランの中から優先順位をつけて、プランの実践を進める主体（組織）をつくる

- ・ まずは協議会などの任意組織からでもスタート

例)

- ・ 日本型直払の広域協定
- ・ 地域営農サポート協議会

- ・ 何か1つでも実践してみる
- ・ 県や市町の事業も活用して
- ・ 毎年、振り返る

具体的な取組内容(将来像(ビジョン)の話し合い)

- 地域での困りごと、不安に感じていることを出し合い、そこから課題を絞り込む
- その課題について、できるとよいことのアイデア出しを行う

＜実際の話し合いの事例＞

①地域の困りごと

- △ 草刈りが大変
- △ 年を取って、自分の農地を守るのがやっとな
- △ 個人では、機械更新ができない
- △ 担い手をどう確保するかが一番の課題
- △ いろいろ役があって大変
- △ 儲かる農業をするには、どうしたらいいか

②今後できたら良いこと(皆さんの発言)

- 担い手対策を考えることが大事
- 楽しい、負担少ない農業でなければ人來ない
- ほ場整備も必要、粗放的管理も検討必要
- 話し合いばかりでは前に進まないの、
「道しるべ」を作るべき
- 個人でできなくなりそうなところを、どうするか
今のうちからみんなで考えていけると良い

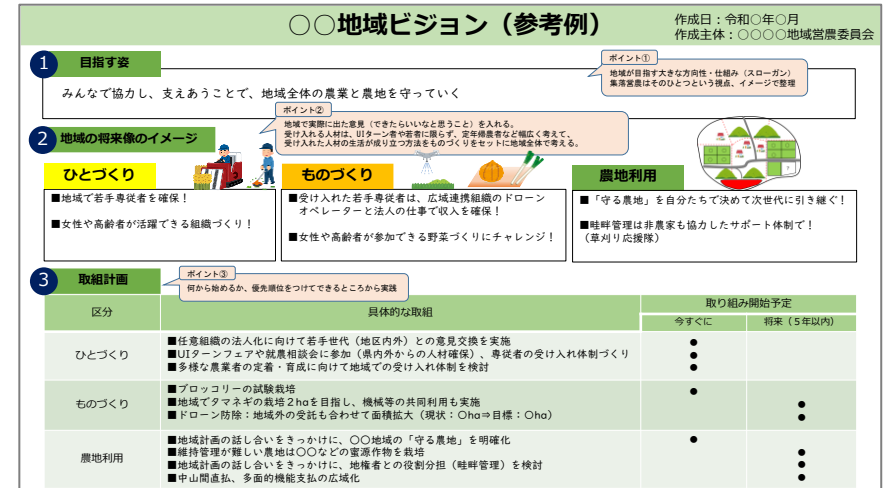
③今後の方針

- ・ 担い手を確保するためにも…
守る農地をはっきりさせる→10年後をどう守るかを今から考える
- ・ 地域農業のビジョンをつくり(道しるべづくり)

具体的な取組内容(ビジョンづくり、実践の主体づくり)

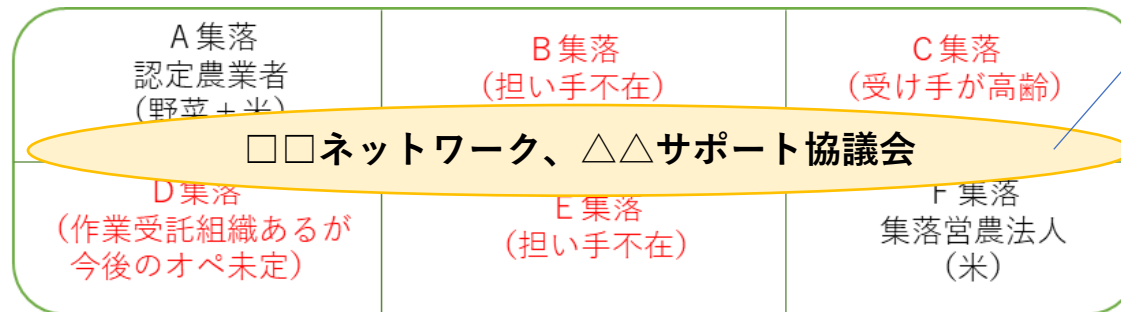
○ できるとよいことの実現に向けて、具体的にどう行動するか話し合い、ビジョンにまとめて共有する

※地域が主体となって取り組む内容をビジョンにする（行政や関係機関はその実践を全力でサポート）



○ 地域をまとめて取組を進める主体をつくる
（e x：日本型直払協定の広域ネットワーク
担い手のネットワーク組織

地域の農業者や住民が参画する地域営農サポート組織 など）



- ・ 地域の取組について調整や合意形成
- ・ 人材確保や実証などソフト活動を実施
- ・ この組織が発展して作業受託等の収益事業を行うこともあり

具体的な取組内容(ビジョン実践)

① 農地維持のしくみづくり

- 担い手が農地を引き受けやすくする取組
⇒機械による畦畔除草、草刈隊による除草作業
小規模なほ場整備や水路整備
- 地域の営農をサポートする作業受委託体制
⇒ドローン防除、田植え など



② 人づくり(多様な人材の確保)

- 新規就農者、定年帰農者の確保
任せる農地を用意して受け入れ など
- 地域内外の人材の受け入れ(農外の人材を含めて)
受託作業のオペレーター、直払の広域NWの事務、
草刈隊への参加、 など



③ ものづくり

- 所得確保のための園芸品目の導入・拡大
⇒タマネギ、ミニトマト など
- 消費者と結びついた再生産可能な米づくり
⇒オーナー制度、CSA など
- 地域の特産品(地域資源)の有効活用

ビジョンに位置付けた取組を地域で優先順位をつける
どれか一つでも、できることから実践していく

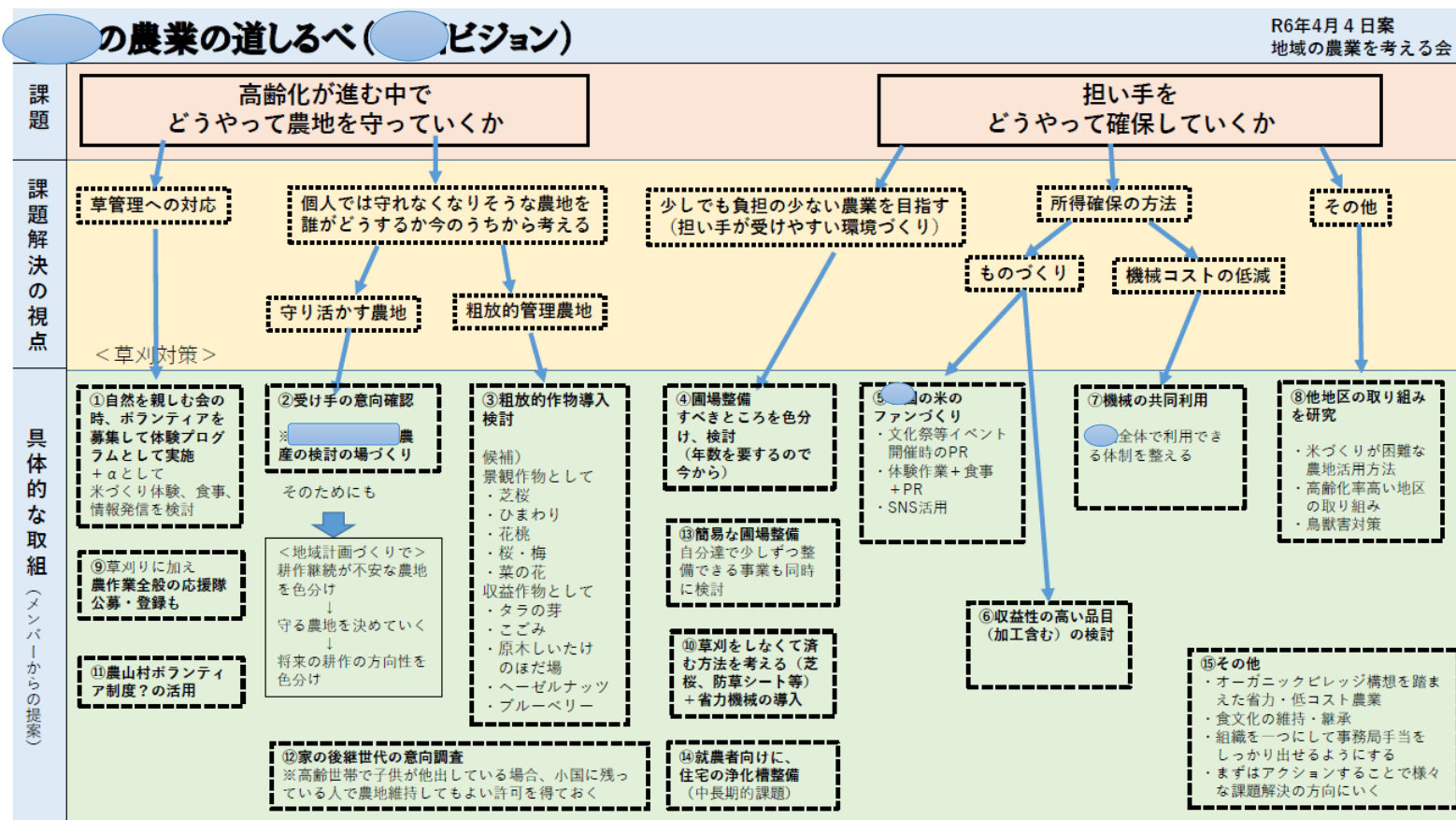
実際の取組事例(地域のビジョン)

<ビジョンの作成主体>

△△地区の農業を考える会
(担い手、若手農業者、女性
12名が参加)

考える会で検討したビジョン案をまちづくり組織に報告・了承
⇒まちづくり組織に農地保全部を設置して推進体制を強化

<ビジョンに位置付けた課題と具体的な取組>



実際の取組事例(ビジョンの実践)

＜守り活かす農地の取組＞

○担い手の意向の確認

主要な担い手 2 法人の今後の農地引受けの余力などを確認

○目標地図の作成

担い手の意向を含めて、地域計画の目標地図を検討・作成

○ほ場整備の検討

地域計画の話し合いにあわせて、担い手が農地を受けやすくするための小規模な基盤整備の検討を開始

＜△△地区のファンづくりの取組＞

○田んぼオーナーの募集

地区の米づくりを支える田んぼオーナーの募集を開始

○ファンクラブ交流会

田んぼオーナー制度のスタートにあたって消費者との交流会を開催

○草刈隊の募集（草刈の対策）

ファンクラブ交流会にあわせて草刈隊を同時に募集

みんなで支える [] の米づくり

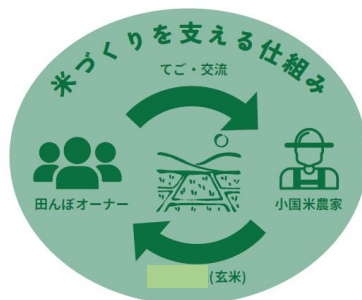
田んぼオーナー制

の農地や山里の景観をみんなで守ろう

地域の農業を応援してくれる「田んぼオーナー」を募集します。

私たちが目指すこと

- 1 米の安定供給
- 2 第二のふるさとづくり
- 3 の田んぼを未来へ



オーナー制の概要

1口
3,000円
(玄米5kg)

年間契約
15,000円
(玄米30kg)

口数に応じ、玄米は9～10月にお渡しします
※引き渡しは小国地区または着払い発送



てごポイントでさらにお得!!

てご3回→玄米5kgと交換!!

てごの日

農作業をお手伝い（てご）
してくれる方を募集中!!
てごポイントをためるチャンス!
第1回 6月14日(土)
※6月～8月まで第2・第4土曜日実施予定

8時集合
集合場所

作業内容
草刈り（2時間程度）

お問合せ 地域の農業を考える会

申込みはこちら



4. 地域農業の維持・発展に向けた支援策

地域農業の維持・発展に向けた担い手の確保・育成支援事業(1)

＜地域の営農維持のための取組＞

① 広域エリアでのビジョン作成とその実践活動を支援【ソフト】

- ・対象者：中山間直払交付金協定、地域の協議会 地域営農サポート組織 等
- ・補助率：1/2以内 ・上 限：1,000千円/組織
- ・支援内容
 - ◆ビジョン作成（先進地視察、研修会開催等）
 - ◆ビジョン実践
 - 人材確保（就農相談会参加、交流イベント開催、ドローン免許取得等）
 - 実証事業（畦畔管理の省力化技術、機械レンタル等） 等



R 7 新規



② 地域計画に基づいて農地や農作業を引き受ける担い手等の機械・施設整備を支援【ハード】

- ・対象者：認定農業者、集落営農法人、広域の作業受託組織 等
(土地利用型作物の経営、作業受託)
- ・補助率：1/4以内（担い手不在集落を含む場合は1/3）
- ・上 限：3,000千円/経営体（担い手不在集落を含む場合は4,000千円/組織）

R 7 新規



③ 地域の農地をまとめて借り入れる中山間地域の担い手に対し支援金を交付【ソフト】

- ・対象者：認定農業者、認定新規就農者 等
- ・補助率：定額
- ・上 限：20千円/10a以内（担い手不在集落の場合は30千円/10a以内）

R 7 拡充

地域農業の維持・発展に向けた担い手の確保・育成支援事業(2)

＜集落営農の法人化、人材確保の取組＞

① 集落営農法人の新規設立・運営を支援【ソフト・ハード】

- ・対象者：法人化予定、または法人化した集落営農組織等
- ・補助率：ソフト 1/2以内 ハード 1/3以内
- ・上 限：ソフト 1,000千円/組織 ハード 3,333千円/組織

(設立1年未満かつ認定農業者は8,000千円)

② 集落営農が県内外に居住する出身者等の活動参加を促進するための取組を支援【ソフト】

- ・対象者：集落営農組織
(集落営農への加入を前提に年3回以上、活動に参加させる)
- ・補助額：45千円/人 ・上 限：3名/組織・年

R 7 新規



③ 集落営農法人が新たに組合員となる者へ技術継承するための研修費を支援【ソフト】

- ・対象者：集落営農法人
(新たに組合員となって、年7日以上、活動に参加させる)
- ・補助額：10千円/日・人 ・上 限：200千円/人、3名/組織・年

R 7 新規



④ 集落営農法人が就農希望者を雇用して技術等を習得させるための研修費を支援【ソフト】

- ・対象者：集落営農法人等
(50歳以上67歳未満の者を年間通じて雇用する)
- ・補助額：50千円/月・人
- ・上 限：最長2年

地域農業の維持・発展に向けた担い手の確保・育成支援事業(3)

<地域が必要とする多様な人材の確保>

① 担い手以外で5ha以上の経営を計画する中規模農業者の機械等整備を支援【ハード】

- ・ 対象者：地域計画に基づいて5年以内に5ha以上の経営を計画する
中規模農業者
(67歳未満、水稻経営、1ha(中山間地域は0.8ha)以上の
面積拡大)
- ・ 補助率：1/3以内 ・ 上 限：3,333千円/経営体

R 7 新規



② 定年等を機に新たに営農を開始する者の定着と機械等整備を支援【ソフト・ハード】

- ・ 対象者：定年等を機に新たに営農を開始し、5年以内に5ha以上の経営を計画する者
(67歳未満、水稻経営)
- ・ 補助率：ソフト 30千円/月 ハード 1/3以内
- ・ 上 限：ソフト 最長1年 ハード 3,333千円/経営体

R 7 拡充

③ 半農半Xによる定着を目指す者の研修から定着、機械等整備を支援【ソフト・ハード】

- ・ 対象者：半農半Xによる定着を目指すU I ターン者(経営開始時67歳未満)
- ・ 補助率：ソフト 就農前120千円/月、経営開始後60千円/月
ハード 1/3以内
- ・ 上 限：ソフト 就農前、経営開始後のいずれも最長1年
ハード 1,000千円/経営体

